

高額療養費制度の見直しについて

平成29年8月から70歳以上の方（課税世帯）の自己負担限度額が変更になります

今回の見直しは、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しが実施されます。

(平成29年7月まで)

所得区分		外来のみ (個人ごと)	入院・世帯単位
課税世帯	現役並み所得者	44,400円	80,100円 +(総医療費-267,000円) ×1% 《多数該当※1》44,400円
	一般	12,000円	44,400円
世帯非課税	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

(平成29年8月から)

所得区分		外来のみ (個人ごと)	入院・世帯単位
課税世帯	現役並み所得者	57,600円	80,100円 +(総医療費-267,000円) ×1% 《多数該当※1》44,400円
	一般	14,000円 年間上限 14.4万円※2	57,600円 《多数該当》44,400円
世帯非課税	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

現役並み所得者 : 診療月時点で70歳以上の方で3割負担の方(住民税課税所得が145万円以上)
低所得II : 診療月時点での世帯の国保加入者全員(擬主含む)が住民税非課税
低所得I : 診療月時点での世帯の国保加入者全員(擬主含む)が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合。

(※1) 多数該当とは、対象月以前の12ヶ月間で高額療養費支給対象月が4ヶ月以上の場合の、4ヶ月目から適用される限度額です。

(※2) 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限です。

国民健康保険の安定化に向けた改革

～平成30年4月から国保の都道府県化がスタートします～

平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成30年度から、都道府県が国保財政運営の責任主体となり、国保制度の安定化のため中心的な役割を担います。市町村は引き続き、地域住民と身近な関係の中、被保険者証等の発行、保険給付、保険料(税)の賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担います。これは国保制度開始以来の大改革であり、都道府県と市町村が協働して国保運営を行うこととなります。

H29年度 特定健診のお知らせです！

受けない手は無し！

特定健診8,588円がなんとワンコイン(500円)で受診できます。
★「心電図」、「眼底」、「貧血」も追加し検査内容がさらに充実！



巡回健診日程・会場
受付時間：午前7:00～午前8:00

【これから申込み頂ける特定健診】

★医療機関健診 7月1日～1月31日
(指定医療機関で受診できます)

★巡回健診 8月16日～9月12日
(校区コミュニティセンターなど16ヶ所で受診できます)

○各種がん検診なども申込みを受け付けていますのであわせてお申し込み下さい。

検診項目	対象年齢	料金	時期・会場
特定健診	40歳～74歳	500円	右表
高齢者健診	75歳～	800円	
肺がん・結核検診 (+喀痰検査)	40歳～	300円 800円	
大腸がん検診	40歳～	500円	
前立腺がん検診	50歳～	600円	
巡回健診			
特定健診	40歳～74歳	500円	7月～1月
高齢者健診	75歳～	800円	
大腸がん検診	40歳～	600円	
高齢者歯科健診	75歳～	400円	7月～9月
胃がん検診	40歳～	2,900円	
乳がん検診 (女性のみ)	40歳～49歳 50歳～	2,700円 2,000円	
子宮頸がん検診	20歳～	1,800円	6月～11月

校区	健診日程・会場	
昭和	8月16日(水)	昭和コミュニティセンター
日奈久	8月17日(木)	日奈久コミュニティセンター
植柳	8月18日(金)	植柳コミュニティセンター
松高	8月22日(火)	松高コミュニティセンター
麦島	8月23日(水)	麦島コミュニティセンター
八代	8月24日(木)	八代コミュニティセンター
太田郷	8月25日(金)	太田郷コミュニティセンター
宮地	8月29日(火)	宮地コミュニティセンター
代陽	8月30日(水)	代陽コミュニティセンター
金剛	8月31日(木)	金剛コミュニティセンター
龍峯	9月1日(金)	龍峯コミュニティセンター
高田	9月5日(火)	高田コミュニティセンター
郡築	9月6日(水)	郡築コミュニティセンター
二見	9月7日(木)	二見コミュニティセンター
八千把	9月8日(金)	八千把コミュニティセンター
鏡	9月12日(火)	鏡保健センター

《事業所で健診をお受けになる方へ健診結果提供のお願い》

40歳～74歳の国保加入の方で、職場の健診を受診するため、八代市の「特定健診」を受診されない場合は、H29年度の健診結果(特定健診と同じ項目)提供のご協力をお願いします。ご協力いただいた方には粗品を差し上げます。まずは下記までお問い合わせ下さい。

《お問合せ・申込み先》

♥八代市保健センター ☎32-7200 ♥八代市鏡保健センター ☎52-5277

ジェネリック医薬品促進のお知らせ



ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される医薬品のことです。新薬と同等の有効成分、効果・効能、安全性を持っていて、価格は新薬より（概ね3～5割程）安価です。

ジェネリック医薬品利用のメリットは？

薬代の自己負担が軽減されることはもちろん、八代市国保財政の改善（高騰する医療費の抑制）につながり、ひいては国保税負担増の抑制につながります。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

かかりつけの医師や薬剤師によく相談しましょう。また、八代市国民健康保険では、保険証の更新時（または新規取得時）に、ジェネリック医薬品希望シール（右上図）を同封して送付していますので、保険証やお薬手帳にあらかじめ貼ってご活用ください。

ただし、新薬によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものや、医療機関や薬局に在庫がないものがあります。また医師の判断により、新薬からジェネリック医薬品に変更ができない場合もあります。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています

八代市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担が安くなる可能性がある方に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています（年2回）。ジェネリック医薬品をお使いいただくかどうかの参考資料としてお役立て下さい。

国保加入者で人間ドックを受診された方へ

人間ドック情報提供報奨金事業

八代市国民健康保険にご加入の方が特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診され、その検査結果を八代市にご提出いただくと、報奨金として3,000円が交付されます。

◆下記の①～③の条件をすべて満たす方が対象となります。

《条件》

- ①人間ドック受診日において八代市国民健康保険被保険者の資格を有している方（後期高齢者医療制度・全国健康保険協会等にご加入の方は除く）
- ②特定健診受診対象年齢の方（満40歳以上～75歳未満の方）
- ③平成29年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方

*八代市が実施した特定健診を受診した方は対象外になります。



- ◆手続に必要なもの・・・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、認印、通帳
- ◆申請窓口・・・国保ねんきん課医療給付係、八代市保健センター、各健康福祉地域事務所

《注意点》

- ・申請は、同一年度に、1人あたり1回。
- ・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または、年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで。

※この制度は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、提供いただいた情報は、それらの目的以外のためには利用しません。

お問合せ：八代市役所 国保ねんきん課 ☎33-4113（直通）

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険等が使える？使えない？

整骨院や接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が「使える場合」と「使えない場合」があります。

健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉離れを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
 - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき。
 - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき。

【具体例】 ・日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰がいたくなった
・日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など

健康保険等が使えないもの —病気や原因不明の痛み—

- × 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- × 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- × 病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- × 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



★施術を受けるときの注意点★

◆ 負傷原因は正確に伝えましょう。

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は、速やかに保険者に連絡してください。

◆ 施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し記入しましょう。

療養費支給申請書は、施術を受けた人が柔道整復師に療養費の請求を委任するものです。傷病名、日数、金額等をよく確認し、申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

◆ 領収証は必ず受け取りましょう。

※高額療養費や医療費控除の申請には、領収証（原本）が必要です。領収証を紛失したり、処分された場合は、支払証明書でも受付できますが、医療機関によっては手数料のかかるところもあります。領収証は大切に保管してください。

